



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月14日(水) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第313号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年11月14日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3-F E A、3-f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e)及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4-F E A、4-f l u o r o e t h a m p h e t a m i n e)及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド(通称名C y c l o p r o p y l f e n t a n y l)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年11月15日